



2026年4月24日

各 位

会 社 名 KOA株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 向 山 浩 正  
(コード：6999 東証プライム市場・名証プレミアム市場)  
問合せ先 経営管理センター総務センターマネージャー  
藤 原 斉  
(電話番号 0265-70-7171)

## 社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、当社の社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することについて、2026年6月20日開催予定の第98回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

当社は、2022年6月18日開催の第94回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てることとし、当該譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額90百万円以内とし、当該報酬は取締役の報酬限度額年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠とすることにつき、ご承認をいただいております。また、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は年間15万株以内としており、当該株式数上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度（10年間にわたり、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4%程度。）であります。

従前、社外取締役に対しては基本報酬としての現金報酬のみを支給し、非金銭報酬としての株式報酬の割当対象外としておりましたが、社外取締役につきましても、株主の皆様との価値共有を図り、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高める観点から、譲渡制限付株式の割当対象者に含めることといたしたく、本株主総会に付議するものであります。なお、本制度は、業績に連動して株式数を変動させるものではなく、短期的な業績目標の達成を直接の目的とするものではありません。また、本制度の導入に当たっては、指名・報酬委員会における審議を踏まえ、社外取締役が当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切な監督を一層発揮するとともに、その妥当性について取締役会において慎重に検討を行った上で決定しております。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、社外取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、社外取締役に対し、譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を支給し、当該金

金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社普通株式の発行又は処分を受けるものであります。社外取締役に対して支給する譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権の総額は年額 45 百万円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は年間 7.5 万株以内といたします。なお、社外取締役に対する上記報酬枠は、既に承認されている年額 90 百万円以内の総枠の内枠として設定するものであり、総枠を拡大するものではありません。また、本制度は、社外取締役を譲渡制限付株式報酬の割当対象者に含めるものであり、2022 年 6 月 18 日開催の第 94 回定時株主総会において承認された譲渡制限付株式の割当ての内容、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額年額 90 百万円以内の枠、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限年間 15 万株以内、当該株式数上限が発行済株式総数に占める割合 0.4%程度（10 年間にわたり、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は 4%程度。）及びその他の条件を変更するものではありません。

### 3. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の社外取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各社外取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものといたします。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける社外取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。また、上記金銭報酬債権は、当社の社外取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記 4. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

### 4. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける社外取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、概ね以下の内容を含むものといたします。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の社外取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該社外取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対する譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の社外取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該株式を当然に無償で取得いたします。また、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない株式についても、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して当社の社外取締役の地位にあったことを条件として、当該株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、当該社外取締役が当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、譲渡制限を解除する株式数及び時期を合理的に調整いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。）であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が当社の社外

取締役を退任することとなるときは、当社取締役会決議により、合理的に定める数の当該株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除いたします。また、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない当該株式を当然に無償で取得いたします。

なお、本制度は、社外取締役を譲渡制限付株式報酬の割当対象者に含めるものであり、2022年6月18日開催の第94回定時株主総会において承認されたその他の条件を変更するものではありません。

以 上